

真岡市生涯学習推進本部設置規程

平成元年9月30日
訓令第8号

(設置)

第1条 真岡市における生涯学習にかかる事業を総合的、効果的に推進するため、関係機関の相互連携、協力を図り、事業についての企画並びに連絡調整を行い、市民の自主学習活動の進展に資することを目的として、真岡市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(職務内容)

第2条 推進本部の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進のための諸施策の企画に関すること。
- (2) 生涯学習諸事業にかかる関係機関の連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習についての情報収集、調査に関すること。
- (4) 生涯学習推進のための啓発に関すること。
- (5) その他、目的を達成するため必要な事項に関すること。

(推進本部)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 推進本部の本部長には副市長を充て、副本部長には教育長を充てる。
- 3 本部員には、真岡市事務分掌規則（平成10年規則第5号）第5条第1項に規定する部長及びこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 4 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(幹事会)

第4条 推進本部に幹事会を置き、幹事会は、幹事長、副幹事長及び委員をもって組織する。

- 2 幹事長には教育次長、副幹事長には生涯学習課長、委員には推進計画に関する課長及びこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、第2条の職務内容について推進本部を補佐する。
- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第5条 この訓令に定める事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

この訓令は、令和2年3月16日から施行する。

真岡市生涯学習推進会議設置要綱

平成13年3月31日
告示第43号

(設置)

第1条 生涯学習推進事業について有識者から広く意見を求めるため、真岡市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる者の中から市長が依頼する委員10名以内をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関及び関係団体から推薦を受けた者
- (4) 公募により選出された者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第3条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は推進会議を主宰する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要な都度市長が招集し、座長がその議長となる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が行う。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。